

第 4 章 自殺対策の基本方針



第4章 自殺対策の基本方針

平成31年度より5つの基本方針を掲げ、自殺対策に取り組んでまいりました。令和4年9月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、次の6点を自殺対策における「基本方針」として、本計画の推進を継続していきます。

- 1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する
- 2 関係機関との有機的な連携を強化して総合的な取組を推進する
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪として推進する
- 5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

1 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

世界保健機関（以下「WHO」という。）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、社会的な要因については制度の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取り組みにより解決が可能です。また、一見個人の問題と思われる健康問題や家庭問題等の要因であっても専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものと致します。

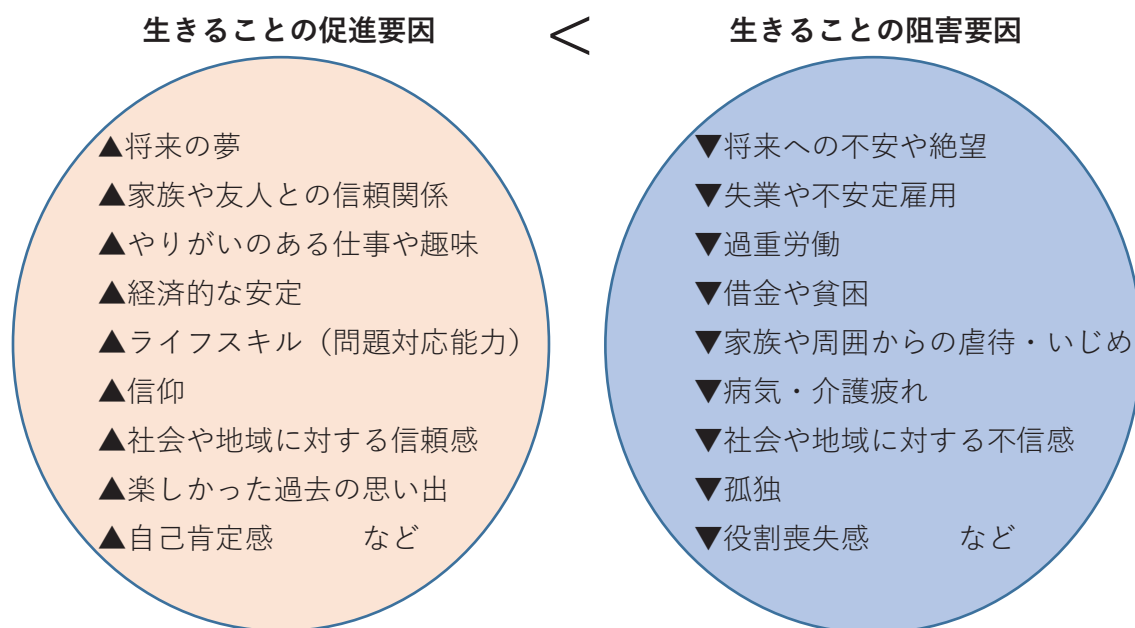
この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。そのため、本計画では、2030年までの達成すべきSDGsの17の目標と本計画内容を関連させて考え、自殺対策と合わせ、SDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、

生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

自殺のリスクが高まるとき



出典：NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンク作成

2 関係機関・関連施策との有機的な連携を強化して総合的な取組を推進する

全国的な自死遺族への聞き取り調査によると、自殺で亡くなった人のうちおよそ7割の人が、自殺で亡くなる前にどこかの専門機関に相談に行っていたとされています。さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、効果的な相談対応・支援を行い、自殺に追い込まれることがないようにする必要があります。そのためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含めた包括的な取組を行うさまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高め

ていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、その中で、孤独・孤立についても、ただ単に当事者個人の問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題であると自殺の問題と同様の認識が示されています。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものであることから、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要があります。

加えて近年、子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策を強力に推進することが必要であります。子ども政策に強力かつ専一に取り組む組織として、こども家庭庁が令和5年4月1日に設立されています。神戸町でも、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って取り組むことにより、子どもの自殺を防げるよう取り組みを行っていきます。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

加えて、「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取組」として、学校では今後、児童生徒等を対象に、いわゆる「SOSの出し方に関する教育※」を推進することも重要とされます。また、SOSの出し方に関する教育と合わせて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

※「SOSの出し方に関する教育」の詳細に関しては、「第4章 神戸町の自殺対策7本柱」のうち、「【施策7】若年層への支援の強化」の項目をご参照ください。

4 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪として推進する

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策を展開したり、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取組だけでなく、この実践的な取組が地域に広がり、そして根付くための、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

特に自殺に対する基本的理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、雇用問題や金銭問題などのケースに応じて、役場職員や精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさが実感できる神戸町」を実現するためには、町だけでなく、国や県、他市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より町民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

地方公共団体は住民サービスの直接的な提供者として自殺者等に関わる機会があります。基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められています。自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいきます。